

堺市本庁舎拾得物一時預り書

第 号

年 月 日

様

堺市長

下記の物件を預りました。

拾得日時 年 月 日 午前・午後 時 分ごろ			拾得者 住所 氏名									
拾得場所			電話番号									
拾得 物件	現金	番号	総額	内訳								
		千	百	十	万	千	百	十	円	一万円札 枚	五千円札 枚	二千円札 枚
	五百円硬貨			百円硬貨			五十円硬貨					
	十円硬貨			五円硬貨			一円硬貨					
物品	番号	物品名				数量、形状、模様、品質、記号、特徴				点数		

注意事項

- (1) 上記拾得物件は、速やかに警察署へ引き渡します。
- (2) 後日、警察署から拾得者へ拾得物件預り書が交付されます。
拾得物件の受取りに必要な書類となりますので、大切に保管してください。
- (3) 法定の期間内に遺失者の申出がないときは、当該拾得物件は、拾得者のものになります。
その場合は、拾得物件預り書に記載されている拾得者の物件引取期間内に警察署で拾得物をお受取りください。

備考